

第4回智頭町議会定例会会議録

平成27年12月18日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4. 議案第95号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5. 議案第96号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6. 議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7. 議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 9. 議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第101号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第11. 議案第102号 字の区域の変更について
- 第12. 議案第103号 字の区域の変更について
- 第13. 陳情について
- 第14. 発議第7号 平成28年度事業方針に係る政策提言について
- 第15. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第16. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第17. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4. 議案第95号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- 第 5. 議案第96号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）
- 第 6. 議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第 7. 議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第
3号）
- 第 8. 議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
定個人情報提供に関する条例の制定について
- 第 9. 議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す
る条例の一部改正について
- 第10. 議案第101号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第11. 議案第102号 字の区域の変更について
- 第12. 議案第103号 字の区域の変更について
- 第13. 陳情について
- 第14. 発議第7号 平成28年度事業方針に係る政策提言について
- 第15. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第16. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第17. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（11名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 高橋達也 | 2番 大藤克紀 |
| 3番 岩本富美男 | 4番 中野ゆかり |
| 5番 平尾節世 | 6番 谷口雅人 |
| 7番 岸本眞一郎 | 9番 徳永英太郎 |
| 10番 石谷政輝 | 11番 大河原昭洋 |
| 12番 酒本敏興 | |

1. 会議に欠席した議員（1名）

8番 南 肇

1. 会議に出席した説明員（17名）

町	長	寺 谷 誠一郎
副 町	長	金 児 英 夫
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		安 藤 嘉 美
総 務 課	長	葉 狩 一 樹
企 画 課	長	河 村 実 則
税 務 住 民 課	長	矢 部 整
教 育 課	長	西 沖 和 己
地 域 整 備 課	長	草 刈 英 人
山 村 再 生 課	長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課	長	岡 田 光 弘
福 祉 課	長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長		藤 森 啓 次
福 祉 課 参 事		江 口 礼 子
福 祉 課 参 事		小 谷 い ず 美
会 計 課	長	矢 部 久 美 子
病 院 事 務 次 長		寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 寺 坂 英 之
書 記 大 藤 翔 太

開 会 午 前 1 0 時 0 8 分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、谷口雅人議員、7番、岸本眞一郎議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会派遣の結果報告について提出されておりますので、ご報告をいたします。

日程第3． 議案第94号

○議長（酒本敏興） 日程第3、議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第９５号

○議長（酒本敏興） 日程第４、議案第９５号 平成２７年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第９５号 平成２７年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １０名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第９６号

○議長（酒本敏興） 日程第５、議案第９６号 平成２７年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第９６号 平成２７年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １０名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第97号

○議長（酒本敏興） 日程第6、議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第98号

○議長（酒本敏興） 日程第7、議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第99号

○議長（酒本敏興） 日程第8、議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第100号

○議長（酒本敏興） 日程第9、議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第101号

○議長(酒本敏興) 日程第10、議案第101号 智頭町税条例等の一部改正
についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第101号 智頭町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第102号

○議長(酒本敏興) 日程第11、議案第102号 字の区域の変更についてを
議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第102号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第103号

○議長(酒本敏興) 日程第12、議案第103号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第103号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 陳情について

○議長(酒本敏興) 日程第13、陳情についてを議題とします。

12月10日の会議において、各常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨、報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、徳永英太郎議員。

○9番(徳永英太郎) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月10日に本会議において付託を受けた陳情について、12月14日委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第13号 名護市辺野古への新基地建設凍

結と、地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書は不採択、陳情第16号 平成28年度智頭町商工会育成補助金の要望については採択、陳情第17号 陳情書は趣旨採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

初めに、陳情第13号 名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。討論はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 私は、陳情第13号 名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書が不採択とされたことに対して、反対の討論を行います。

今回の陳情の趣旨は、辺野古新基地建設について、政府には選挙で示されている沖縄県内の民意を尊重し、建設工事を凍結した上で地元の声を反映する政策決定をすることと、基地移設に関する国民的な議論を並行して行うことを強く望みますとしております。

また、意見書の提出については、1、名護市辺野古への新基地建設工事を当面の間、凍結すること、2、新基地建設を継続する際には、辺野古への基地建設にかかわる特別法の制定によって対応し、制定の是非を問う住民投票の結果を尊重すること、3、米軍基地問題を沖縄に固定化させず、県外、国外への移設を念頭に置いた国民的な議論を国会等で進めることとなっております。私は、今の沖縄の置かれている基地の存在による多大なる負担を沖縄県以外も負担軽減に努力する義務があると考えております。

そうした中、今回の陳情は、沖縄の民意を代表して基地の凍結を望むという趣旨のものが主であります。今回の委員会の反対の理由の中には、これは政府が決めていることだからというような点と、また、現在、沖縄県、国が係争中であること、3番については、当然、理解できる、基地負担を軽減するため、県外、国

外へ移設することについては理解すると言いながら、これを反対しているということについては、私は納得ができません。特に、沖縄県、国が係争中であるならば、その推移を見守って判断をするのが妥当ではないか、そういった意味で、私はこの陳情については趣旨採択すべきものと判断をして、この委員会の不採択には反対をするものであります。以上で討論を終結します。

○議長（酒本敏興） 先ほどの私の口述の誤りがあります。追加文章がありますので、あえてここで追加をさせていただきます。

討論はありませんかの後に、まず、原案に反対者の討論を許しますという文字が抜けてましたので、口述で追加訂正をさせていただきます。

次に、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 私は、陳情第13号の総務委員長報告、不採択に対して賛成の立場から討論をいたします。

まず、先ほどの岸本議員にもありましたが、陳情内容を大きく3項目明記してございます。その1点目、名護市辺野古への新基地建設工事を当面の間、凍結することでございますが、まさに国と県が係争中の事案でございますので、だからといってその推移を見守るといふ姿勢はいかかなものかと、現時点においては、あくまで判断すべきことであろうと思っております。

それから、2番目、新しい特別法制定によって対応して、制定の是非を問う住民等の結果を尊重することによって書いてありますが、もっともらしく。ちょっと論理矛盾があると私は思っています。特別法を制定する、しないは、まさに国の権限、判断でございますので、一方で、特別法を求める、沖縄県だけに適用する特別法をやれというふうに求めながら、その背景でその制定の是非を問う住民投票の結果を尊重せよという、ちょっと私は理論矛盾しておると思っております。ですから、1番、2番は不適切な要望内容であるというふうに考えます。

それから、3番につきましては、国民的な議論を進めることということでございますから、唯一理解ができる内容であります。ただし、3項目のうち2項目は、先ほど述べましたように内容が不適切であると思っておりますので、全体として不採択を支持するものであります。以上です。

○議長（酒本敏興） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、陳情第13号 名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、陳情第13号 名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第16号 平成28年度智頭町商工会育成補助金の要望についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、陳情第16号 平成28年度智頭町商工会育成補助金の要望についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、陳情第16号 平成28年度智頭町商工会育成補助金の要望については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第17号 陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、陳情第17号 陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、陳情第17号 陳情書は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番(平尾節世) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月10日に本会議において付託を受けた陳情について、12月15日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第14号 平成28年度智頭町予算に関する陳情は採択、陳情第15号 平成28年度森林林業予算に関する要望書は採択すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長(酒本敏興) 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は陳情第14号 平成28年度智頭町予算に関する陳情は採択、陳情第15号 平成28年度森林林業予算に関する要望書は採択です。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第14. 発議第7号

○議長(酒本敏興) 日程第14、発議第7号 平成28年度事業方針に係る政策提言についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、徳永英太郎議員。

○9番(徳永英太郎) 発議第7号、平成28年度事業方針に係る政策提言。

平成28年度の予算編成に向け、下記の事業、施策のさらなる充実、強化を図られるよう提言します。

記。1、若者定住対策。長期プラン、具体的な目標を設定し、これの推進。

2、商工労働対策。イ、光ケーブルを活用した企業誘致などを積極的に推進、ロ、地元企業や商店の育成支援を推進、ハ、未利用の町有資産の早急な活用。

3、観光振興の推進。イ、観光スポットの掘り起こし、ロ、法人化を契機として、独立した運営、ハ、特産村の店舗の充実。

4、本町の特色を生かした教育の推進。

5、空き家対策に関する条例等の早急な整備。

6、地域包括ケアシステムの構築とそれに向けた智頭病院の先導的役割の実施。イ、健診率の向上と介護予防事業の充実、ロ、福祉事業の民間委託推進と人材育成支援の充実、ハ、持続的病院経営のための財源とスタッフの確保。

7、農地の保全と農家所得安定化対策。イ、生産者、グループの育成支援と集落営農、農地中間管理事業の促進、ロ、農産物、特産物の開発と販売システム構築、ハ、有害鳥獣対策の強化。

8、智頭林業の再生に向けた独自政策の強化。イ、低コスト林業実現のための

団地化促進と路網整備の充実、ロ、自伐林家を含めた林業後継者育成支援、ハ、林産材の商品開発と販売強化。

9、道路橋梁、砂防、河川管理等の新規整備事業の充実。

10、民間と連携強化による地籍調査事業の促進。

以上、発議する。平成27年12月18日。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第7号 平成28年度事業方針に係る政策提言についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15．輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

○議長（酒本敏興） 日程第15 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より、調査報告書が提出されています。

輝くまちづくり調査特別委員長の報告を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番（平尾節世） 本年度9月定例会で設置された輝くまちづくり調査特別委員会の調査が終了したので、報告をします。

輝くまちづくり調査特別委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の報告を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1、期日。平成27年10月19日から21日まで3日間。2、調査委員。議員11名です。3、調査目的。本町のまちづくりを推進するため、観光・商工業振興、自立のまちづくり、地場産業・特産物振興について事務・事業の調査を行う。4、調査地。①島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地、隠岐の島町役場。②島根県隠岐郡海士町大字福井、海士町観光協会。5、調査内容。①隠岐の島では、まちづくり及び廃校を利用した企業創出の取り組みについて。②海士町については、まちづくり及び町独自の教育方針について。

6、調査概要。①隠岐の島町。子どもたちへのふるさとを愛する教育方針、チップ・バイオマスなどの代替エネルギー対策、職員の給料を高くし町民がUターンをして町内で働く気持ちになるようにしていることなど、松田和久町長より伺った。

また、地域の名家であった古民家を改修したゲストハウス佃家はIターンの女性1人で運営されており、レトロな雰囲気はとてもよかった。しかし、夏にお客が集中しており1年を通じたの集客は難しいとのことであり、ウェブデザインの仕事をもちながら活動されていた。複数の方法で生活の糧を得ることは参考にするべきだと思った。

隠岐の島ものづくり学校は、廃校になった元中村小学校を利活用されている。現在9教室が、伝統や資源を活用してビジネスとコミュニティーを生み出す、物づくりに関連する分野の創業支援ブースのほか、隠岐の島と都心をつなぐ映像配信ネットワークシステムやギャラリー、ワークショップスペースとして活用されている。ものづくり学校を活動拠点にしたビジネスプランコンテストでは、23年度ないし26年度に6事業が採用され、月額10万円の支援を受けて起業されている。多種の起業状況は興味深いものであった。

海士町では、まちづくりでは平成16年から25年の10年間に294世帯、437名の移住があり、町営住宅150戸、空き家リニューアル町営住宅57戸が整備され、移住者や若者に対する施策が充実していた。

また、1次産業を重視した施策がとられており、有限会社隠岐潮風ファーム・株式会社ふるさと海女CAS凍結センター・なまこセンターなど8施設が公設民営で整備され、特産品づくりからPR、販売までの道筋がつけられていた。離島

の不利な部分は行政の施策で補われ、住民や移住者がチャレンジしやすい施策に力が入れていた。

島根県立隠岐島前高校は少子化の影響で廃校の危機にある中、魅力化プロジェクトを立ち上げ、コーディネーターを校内に配置し、ワーキンググループでビジョンを策定し、推進協議会が中心となり実現化することで、島内生徒の学力アップや島外からの留学増加に成功している。島全体を学校と捉え、地域学の年間計画を立てて、郷土愛を育む特色のある教育方針がとられている。

その結果、平成27年度募集定員は1学級から2学級に、島外から27名が入学し、国公立大学への進学率もアップしている。

公設の学習塾、隠岐國学習センターでは、高校との連携により個別学習計画に基づいて学習に取り組むことで、みずから学ぶ力を身につけ、学習意欲を高め、将来の夢やキャリアデザインを明確化することで、社会に出て求められる力の醸成を図っている。

7、総括。隠岐の島町では山林の60%が人工造林であり、昔は林業で潤っていた点で智頭町と似ている。現在の社会に対応する政策をとりながらも、国の政策に関係なく足元を固めているとの松田町長の言葉は印象的であった。

海士町では総合計画で行政職員の意識改革・変革がなされ、直売所販売用野菜を町職員が早朝6時半より軽トラックで集荷するなど、町民とともに、とにかく動く、動けば社会が変わる。攻める姿勢こそが改革を生むという町の方針が定着しているように感じた。今回の視察で多方面から研修し、成功例に見えるまちづくりも、まだまだ挑戦中ですという山内道雄町長の言葉と、町職員の目的意識の高さには海士町の勢いを感じた。

二つの町を視察研修し、離島という同じような条件でありながらもまちづくりへの取り組み方はかなり違うと感じたが、どちらも町ぐるみの積極的なまちづくりの姿勢を学んだことはとても有意義な研修であった。以上で報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これをもって輝くまちづくり調査特別委員会の調査を終了します。

日程第16．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（酒本敏興） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員会の委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17．議員派遣について

○議長（酒本敏興） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年12月18日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎